



平成 30 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名	株式会社アプリックス	
代表者名	代表取締役 兼 取締役社長	長 橋 賢 吾
	(コード：3727、東証マザーズ)	
問合せ先	執行役員 兼 経営管理部部長	倉 林 聡 子
	(TEL. 050-3786-1715)	

訴訟の判決確定に関するお知らせ

当社の元従業員 1 名より提起を受けた地位確認請求等の訴訟（以下「本訴訟」）について、平成30年 6 月 27 日付「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」で開示いたしました東京高等裁判所の判決内容に原告元従業員側が上告受理申立ての手続きを行っていましたが、最高裁判所において本申立てを却下する旨の決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

最高裁判所 平成 30 年 7 月 24 日（決定書受領日：平成 30 年 7 月 31 日）

2. 決定に至った経緯

当社は、平成 26 年 8 月に、当社の従業員 1 名を普通解雇いたしました。平成 28 年 2 月に、当該元従業員より、労働契約上の権利を有する地位にあることの地位確認請求及び普通解雇後から判決確定までの給与の支払い等を求めて本訴訟が提起されました。当社は、本訴訟において原告である元従業員の主張について争っていましたが、その後、平成 30 年 1 月 31 日に東京地方裁判所において、原告である元従業員が被告である当社に対して労働契約上の権利を有する地位にあること、当社は原告である元従業員に対し、平成 26 年 10 月 25 日から本判決確定の日まで、毎月 25 日限り、72 万 9114 円及びこれに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払うこと、並びに当社は原告である元従業員に対し、15 万 5224 円及びこれに対する平成 26 年 9 月 26 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払うこと、等、原告側の請求を一部認める旨の判決の言い渡しがありました。この判決に対して、当該元従業員は平成 30 年 2 月 16 日付で、第 1 審判決における原告敗訴部分の内容が不服であるとして東京高等裁判所に控訴を提起しましたが、平成 30 年 6 月 27 日付で本件控訴を棄却する旨の判決がなされ、当該東京高等裁判所の判決に対して原告元従業員が最高裁判所に対して上告受理申立てを行ってりました。

本上告受理申立てについて、最高裁判所は平成 30 年 7 月 24 日付で却下する決定を行い、これにより、平成 30 年 6 月 27 日付東京高等裁判所の控訴審判決が確定したことが確認されました。

3. 控訴審判決の内容

- (1) 本件上告及び上告受理申立てをいずれも却下する。
- (2) 上告及び上告受理申立て費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 今後の見通し

本訴訟に関連して、平成 30 年 12 月期第 1 四半期連結決算において訴訟損失引当金 34 百万円を計上しておりますが、平成 30 年 12 月期第 2 四半期連結決算において、原告元従業員に対する給与等の支払見込み額及び本訴訟に係る弁護士費用等を合算した額約 6 百万円を、訴訟関連損失として特別損失に計上する予定です。

以上